

残土受入業者一覧表

県北振興局管内(旧田平土木事務所管内)

位置図	事業所名 事業所所在地 電 話	受入処分地所在地 電 話	処分地 の 地目	都市 計 画 区 分	受入時間 定休日 時間外	処分地 総面積	残り受入 可能量	受入形態	受入処理料金(円) (地山土量)			備 考	
									土砂	軟岩	硬岩		
残土- 図-13	松浦建設(株) 松浦市調川町下免 69-5 Tel 0956-72-0059	松浦市御厨町郭公 尾免字赤バエ Tel 同左	①	②	8:00- 17:00	6,070	3,000	10t車 当たり	5,500	5,500	5,500	◎松浦市環境保全条例 法定第367号 H15.4.24 ◎農地転用許可申請受 理証明願 15松農委証明第5号 H15.5.8	
					日			4t車 当たり	2,200	2,200	2,200		
					不可			2t車 当たり	1,100	1,100	1,100		
								m ³ 当たり					
残土- 図-18	(株)光真砕石 平戸市明の川内町 299-12 Tel 0950-23-3894	平戸市船木町130外 6筆 Tel 0950-27-1489	①	③	8:00- 17:00	17,452	200,000	10t車 当たり	6,000	6,000	6,000	◎長崎県指令20監第30 号 H20.8.27 ◎長崎県指令3林第876 号 H20.9.2 H27.9.1変更	
					土,日,祝			4t車 当たり	2,400	2,400	2,400		
					不可			2t車 当たり	1,200	1,200	1,200		
								m ³ 当たり					
残土- 図-20	東興産業(株) 松浦市福島町塩浜 免2958-1 Tel 0955-47-4100	松浦市福島町喜内 瀬免字須口784外2 字38筆 Tel 0955-47-3100	④	③	8:00- 17:00	50,957	3,000	10t車 当たり				◎長崎県指令4林第1255号 H25.10.21 ◎公共工事元請会社に 限る ◎10t以上不可 ◎交通誘導員配置義務有 り。 ◎第1~4種建設発生土(土質改 良土は除く) H27.5.1掲載廃止	
					日・ その他			4t車 当たり					
					不可			2t車 当たり					
								m ³ 当たり	260	260	260		
残土- 図-20	鷹島建設(株) 松浦市鷹島町里免 1213 Tel 0955-48-3399	松浦市鷹島町阿翁 免411-1外5筆 Tel 同左	①	②	8:00- 17:00	2,812	5,034	10t車 当たり				◎松浦市環境保全条例 松浦市指令22市民第 1001号 H22.9.28	
					日			4t車 当たり					
					不可			2t車 当たり					
								m ³ 当たり	1,000	1,200	1,400		
残土- 図-18	久田砕石 平戸市上中津良町 1285番地 Tel 0950-27-0389 Fax	平戸市上中津良町 船川内1231-1ほか Tel 同左	①	③	8:00- 17:00	13,006	9,500	10t車 当たり				◎林地開発許可:長崎 県指令3林第743号 ◎岩石採取計画認可: 長崎県指令25監第254 号	
					日			4t車 当たり					
					不可			2t車 当たり					
								m ³ 当たり	1,400	1,500	1,600		
残土- 図-	Tel	Tel						10t車 当たり					
									4t車 当たり				
									2t車 当たり				
									m ³ 当たり				
残土- 図-	Tel	Tel						10t車 当たり					
									4t車 当たり				
									2t車 当たり				
									m ³ 当たり				
残土- 図-	Tel	Tel						10t車 当たり					
									4t車 当たり				
									2t車 当たり				
									m ³ 当たり				
残土- 図-	Tel	Tel						10t車 当たり					
									4t車 当たり				
									2t車 当たり				
									m ³ 当たり				

- (注)1. 処分地の地目の内訳は①山林、②農地、③産廃許可(最終処分等)、④その他
 2. 都市計画区分の内訳は①市街化調整区域等、②都市計画区域外、③その他
 3. 上記価格は処分場への持込価格であり、消費税は含まれていない。
 4. 上記受入処理料金の()は夜間価格である。